YOF-net 妊孕性温存療法実施施設　認定基準

１　妊孕性温存実施施設は、日本産婦人科学会への「体外受精・胚移植の臨床実施に関する登録」、「顕微授精に関する登録」、「ヒト胚および卵子の凍結保存と移植に関する登録」施設であること。女性患者に関しては、「医学的適応よる未受精卵子、胚（受精卵）および卵巣組織の凍結・保存に関する登録（実施する対象のみの登録で可）」施設であり、男性患者については、ネットワークへの参加を当該施設倫理委員会で承認を得ていること。

２　複数名の産婦人科医が在籍し、５年以上の妊孕性温存療法の維持が可能と思われる。

３　凍結・融解胚移植の実施症例が、年間５０例以上ある。

４　毎年２月に、次の項目について、前年の成績（使用も含む）をネットワークに報告できる。

（１）凍結

①治療年、②ネットワークの通し番号、③施設番号、④施設ＩＤ、⑤年齢、⑥原疾患名、⑦凍結細胞（組織）

（２）使用

①治療年、②使用細胞（組織）、③不妊治療方法、④妊娠の有無、
⑤妊娠中の異常、⑥分娩様式、⑦性別、⑧出生時体重、
⑨１か月健診時の異常の有無

上記審査は、事務局で行う。
なお、山口県立総合医療センターについては「済生会下関総合病院」が担当する。